

京 都 大 学 補 導 主 事 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>(前 略)</p> <p>第4条 教育推進・学生支援部長、学生課長及び厚生課長の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> | <p>第4条 教育推進・学生支援部長、学生課長、<u>厚生課長及び厚生補導担当課長</u>の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年10月1日から施行する。</p> |